

事 務 連 絡

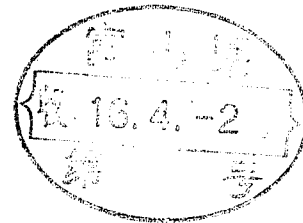
平成16年 3 月 25 日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

化粧品基準における医薬品の成分の該当性について

標記の件について、別添 1 のとおり平成16年 3 月 17 日付薬第4317号をもって大阪府健康福祉部薬務課長より照会があり、これに対し、別添 2 のとおり平成16年 3 月 25 日付薬食審査発第0325025号医薬食品局審査管理課長通知により回答しましたので、お知らせいたします。





(別添1)

薬第4317号

平成16年3月17日

厚生労働省医薬食品局審査管理課長 殿

大阪府健康福祉部薬務課



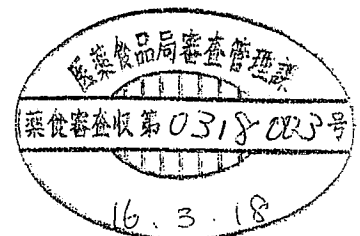
化粧品基準における医薬品の成分の該当性について (照会)

現在、化粧品については「化粧品基準を定める件」(平成12年厚生省告示第331号)に基づき、製造及び輸入販売されているところではありますが、化粧品への下記成分の配合について疑義が生じたので照会します。

記

成分名: ユビデカレノン (別名: ユビキノン、コエンザイムQ10)

当該成分については化粧品基準に記載するところの「医薬品の成分」に該当するかと考えるがよろしいか。

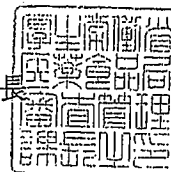


薬食審査発第0325025号

平成16年3月25日

大阪府健康福祉部薬務課長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



化粧品基準における医薬品の成分の該当性について（回答）

平成16年3月17日付け薬第4317号をもって照会のあった標記については下記のとおり回答する。

記

今回照会のあったユビデカレノン<sup>①</sup>は医薬品の承認書に記載されている有効成分であり、化粧品基準に記載するところの「医薬品の成分（添加剤としてのみ使用される成分を除く。）」に該当する。

事 務 連 絡

平成16年 4月 6日

化粧品製造業者

御中

化粧品輸入販売業者

富山県厚生部くすり政策課

化粧品基準における医薬品の成分の該当性について

標記の件について、別添写しのとおり厚生労働省医薬食品局審査管理課より事務連絡がありましたので、お知らせします。

(事務担当：指導係)